

仕 様 書

件 名	油分離槽抜取役務	仕様書番号	給 8 - 5 3
		作 成	平成 3 1 年 1 月 2 5 日
		作成部隊等名	航空学校宇都宮校管理課
		作成責任者	2 等陸尉 寺内 文夫

1 適用範囲

この仕様書は、陸上自衛隊北宇都宮駐屯地隊員食堂に付設する油分離槽の抜取について適用する。

2 役務に関する要求

2.1 役務の内容

本役務は、油分離槽の抜取及び油分離槽内の油、周壁の清掃を実施する。

2.2 一般事項

- a) 契約相手側は、法令に定める資格（免許）を有し、かつ本役務を完全に遂行できる能力を完備する。
- b) 契約相手側は、国及び地方自治体において規定する関係法令等を遵守し、本役務の円滑な遂行を図る。
- c) 油分離槽から抜き取った油等については、契約相手側が、一般の処理場に運搬し処理する。
- d) 契約相手側は、本役務実施間に油分離槽等に損害を与えた場合は、契約相手側の責任において修理する。

2.3 実施時期等

下表に定める通りとする。

実施時期	予定数量
1 回 / 月（日時は官側と契約相手側との調整）	各月 1,200ℓ 合計 14,400ℓ

2.4 役務の完了

- a) 役務の完了は、官側がマニフェストE票を受理した時期とする。
- b) 契約相手側は、役務が完了した場合は、速やかに「役務完了届」及び「清掃写真報告書（清掃前、清掃中、清掃後の写真）」を提出する。

3 監督及び検査

- a) 契約相手側は、油分離槽の抜取及び油分離槽内の油、周壁の清掃状況について、官側監督官の確認を受ける。
- b) 契約相手側は、本役務に当たってのマニフェストを官側監督官に提出する。
- c) 契約相手側は、抜取及び清掃作業終了後速やかに官側検査官の検査を受け、検査の結果、不備がある場合は速やかに是正する。

4 仕様書に関する事項

契約相手側は、本仕様書に疑義が生じた場合は、契約担当官などと協議する。